

(別表第6の2)(第81条の5関係)

保健所

名称	位置	管轄区域
長野県佐久保健所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田保健所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪保健所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県伊那保健所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県飯田保健所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曽保健所	木曽郡 木曽町	木曽郡
長野県松本保健所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県大町保健所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野保健所	長野市	須坂市 千曲市 塙科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信保健所	飯山市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

別表第9中「担当区域」を「管轄区域」に改める。

別表第12を次のように改める。

(別表第12) 削除

別表第12の2を削る。

別表第20の長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所の項を削り、同表の長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所の項中「天竜村」を「天龍村」に改め、同表の長野県木曽農業改良普及センター南木曽支所の項から長野県北信農業改良普及センター飯山支所の項までを削る。

別表第28の長野県南佐久建設事務所の項を削り、同表の長野県佐久建設事務所の項中「佐久市 小諸市」を「小諸市 佐久市 南佐久郡」に改め、同表の長野県飯田建設事務所の項中「(長野県下伊那南部建設事務所の管轄する区域を除く。)」及び「(天竜村を除く。)」を削り、同表の長野県下伊那南部建設事務所の項を削り、同表の長野県中野建設事務所の項から長野県飯山建設事務所の項までを次のように改める。

長野県長野建設事務所	長野市	長野市 上水内郡
長野県北信建設事務所	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

別表第32の1の長野県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構の業務の実績に関する評価及び同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	病院事業局
-----------------------	---	-------

別表第32の2の保健所運営協議会の項中「(昭和22年法律第101号)」を削る。

別表第33の病院事業局、課又は室の項中

「国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)第30条及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)第5条に規定する職務並びに長野県消費者保護対策要綱(昭和51年長野県告示第330号)第8条に規定する職務」

を

「生活関連物資等の監視に関する専門的事務」

に改め、同表中

交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
松本支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------	----	------------------

に改め、同表の職員課の項中

看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務
看護師	看護業務

を

看護師	看護業務
-----	------

に改め、同表の管財課の項中

安全運転管理者	道路交通法第74条の3第2項に規定する職務
整備管理者	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する職務

を

安全運転管理者	道路交通法第74条の3第2項に規定する職務
---------	-----------------------

に改め、同表の税務課の項中

税務専門調査幹	犯則事件の調査に関する専門的事務並びに徴収専門員、軽油特別調査員及び家屋評価専門員としての職務並びに徴収専門員、軽油特別調査員、軽油調査員、家屋評価専門員及び家屋評価員の事務の総括掌理
主任徴収専門員	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の掌理
徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
軽油特別調査員	軽油引取税に関する専門的調査及び指導

を

軽油特別調査員	軽油引取税に関する専門的調査及び指導
---------	--------------------

に改め、同表中

個人県民税対策室	収納推進幹	収納推進員としての職務及び収納推進員の事務の総括掌理
	主任収納推進員	収納推進員としての職務及び収納推進員の事務の掌理
	収納推進員	個人県民税及び個人県民税の付帯債権の徴収対策に関する事務

を

県税徴収対策室	主任徴収専門員	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の掌理
	徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
	分室	分室長

に改め、同表の行政情報センターの項の次に次のように加える。

行政改革課	行政監察員	行政監察
-------	-------	------

別表第33の薬事管理課の項中「及び第70条第2項」を「、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項」に、「第31条第1項」を「第35条第1項」に、

麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務
-------	---------------------------

を

覚せい剤監視員	覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第32条第1項及び第2項に規定する職務
麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務
あへん監視員	あへん法（昭和29年法律第71号）第44条第2項に規定する職務

に改め、同表の廃棄物監視指導課の項中「廃棄物指導員としての職務及び廃棄物指導員」を「副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員」に、

副主任廃棄物指導員	廃棄物指導員としての職務及び主任廃棄物指導員の職務遂行の補助
廃棄物指導員	廃棄物処理の指導に関する専門的事務

を

副主任廃棄物指導員	廃棄物処理の指導に関する専門的事務
-----------	-------------------

に改め、同表中「経営支援課」を「産業政策課」に改め、

同表の農業技術課の項中

専門技術員	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務及び改良普及員の指導
-------	--------------------------------

を

専門技術員	普及指導活動の総合的な企画調整及び普及指導員の指導
普及指導員	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務

に改め、同表の園芸畜産課の項中「及び第70条第2項」を「、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項」に改め、同表の信州の木振興課の項中

林業専門技	森林法第187条第2項に規定する職務及び林業改良指導員の指導
-------	--------------------------------

を

林業専門技	林業普及指導活動の総合的な企画調整及び林業普及指導員の指導
林業普及指導員	森林法第187条第2項に規定する職務

に改める。

別表第36の現地機関の項中「道路運送車両法」の次に「(昭和26年法律第185号)」を加え、

国民生活安定緊急措置法第30条及び生活関連物資等買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条に規定する職務並びに長野県消費者保護対策要綱第8条及び第12条に規定する職務
--

を

生活関連物資等の監視に関する専門的事務

に改め、同表の

地方事務所の項中「林業改良指導員」を「林業普及指導員」

に、

福祉専門員 (松本及び長野に限る。)	社会福祉に関する専門的事務
森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務

を

森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務
---------	---------------

に改め、同表の消防防災航空センターの項の次に次のように加える。

保健福祉事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督		飯田保健福祉事務所阿南支所	薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項に規定する職務
	副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理			温泉監視員	温泉法第35条第1項に規定する職務
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督			毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理			覚せい剤監視員	覚せい剤取締法第32条第1項及び第2項に規定する職務
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理			あへん監視員	あへん法第44条第2項に規定する職務
	地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理			社会福祉主事	社会福祉法第18条第3項に規定する職務
	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務			支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務			保健所	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	医師	医療業務			次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	薬剤師	薬事衛生業務			課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	獣医師	獣医衛生業務			課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
	診療放射線技師	放射線業務			地域保健推進幹	地域保健対策に関する専門的事務の総括掌理
	臨床検査技師	臨床検査業務			医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	衛生検査技師	衛生検査業務			医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	管理栄養士	栄養指導業務			医師	医療業務
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務			薬剤師	薬事衛生業務
	保健師	保健指導業務			獣医師	獣医衛生業務
	医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務			診療放射線技師	放射線業務
	家庭用品衛生監視員	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条第1項に規定する職務			臨床検査技師	臨床検査業務
	栄養指導員	健康増進法第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）			衛生検査技師	衛生検査業務
	食品衛生監視員	食品衛生法第28条第1項に規定する職務			管理栄養士	栄養指導業務
	狂犬病予防員	狂犬病予防法に規定する狂犬病予防員の職務			保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務
	動物愛護管理技師	狂犬病予防法第6条第2項に規定する狂犬病予防技術員の職務			保健師	保健指導業務
	環境衛生監視員	旅館業法第7条第1項、興行場法第5条第1項、公衆浴場法第6条第1項、クリーニング業法第10条第1項、理容師法第13条第1項、美容師法第14条第1項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項及び第12条の5第1項に規定する職務			医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務
					家庭用品衛生監視員	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条第1項に規定する職務
					栄養指導員	健康増進法第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）
					食品衛生監視員	食品衛生法第28条第1項に規定する職務

狂犬病予防員	狂犬病予防法に規定する狂犬病予防員の職務
動物愛護管理技師	狂犬病予防法第6条第2項に規定する狂犬病予防技術員の職務
環境衛生監視員	旅館業法第7条第1項、興行場法第5条第1項、公衆浴場法第6条第1項、クリーニング業法第10条第1項、理容師法第13条第1項、美容師法第14条第1項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項及び第12条の5第1項に規定する職務
薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項に規定する職務
温泉監視員	温泉法第35条第1項に規定する職務
毒物劇物監視員	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び第2項に規定する職務
覚せい剤監視員	覚せい剤取締法第32条第1項及び第2項に規定する職務
あへん監視員	あへん法第44条第2項に規定する職務
飯田保健所阿南支所	支所長 支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の介護センターの項中

理学療法士	理学療法業務
-------	--------

を

理学療法士	理学療法業務
保健師	保健指導業務

に改め、同表の児童相談所の項中

主任相談判定専門員	を「主任児童心理専門員」に、
-----------	----------------

相談判定専門員	を「児童心理専門員」に、
---------	--------------

専門的相談及び判定	を「心理の専門的相談及び判定」に、
-----------	-------------------

児童福祉司	児童福祉法第11条第2項に規定する職務
-------	---------------------

を

児童福祉司	児童福祉法第13条第3項に規定する職務
児童心理司	児童の心理の相談及び判定

に、

課長(中央及び松本に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------------	------------------

を

課長(中央及び松本に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐(中央に限る。)	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改め、同表中

労政事務所	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
分室	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

労政事務所	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
-------	----	-------------------

に改め、同表の保健所の項を削り、同表中

公衆衛生専門学校	次長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
	教頭	校長及び次長の職務遂行の補佐並びに校務の整理
	事務長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務に関する教授
	教授	学理、知識又は技術の教授
	准教授	教授の職務の補助
公衆衛生専門学校伊那校	校長	伊那校の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

公衆衛生専門学校	教頭	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務に関する教授
	教授	学理、知識又は技術の教授
	准教授	教授の職務の補助

に改め、同表の地域農業改良普及センターの項中

改良普及員	を「普及指導員」に改め、同表中
-------	-----------------

農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場	試験地長（農事試験場に限る。）
野菜花き試験場佐久支場	支場長

を

」

農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場	試験地長（農業試験場に限る。）
野菜花き試験場支場	支場長

に改め、同表の家畜保健

」

佐久建設事務所佐久北部事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
北信建設事務所中野事務所	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
北信建設事務所飯山事務所	課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	ダム操作技師（佐久建設事務所佐久北部事務所に限る。）	ダムに関する技能的技術業務
	道路技師	道路の維持保全業務
	道路監理員	道路法第46条第2項並びに第71条第4項及び第5項に規定する職務
	河川監理員	河川法第77条第1項に規定する職務

別表第36の河川改良事務所の項及びダム管理事務所の項中「第72条第1項」を「第43条第1項」に改める。

別表第41の福祉事務所長の項を削り、同表の中小企業労働相談所長の項の次に次のように加える。

長野県阿南介護老人保健施設所長	長野県立阿南病院長
-----------------	-----------

別表第41の長野県松本創業支援センター所長の項中

長野県工業技術総合センター情報技術部門長
を

長野県工業技術総合センター環境・情報技術部門長
に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第76条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び別表第4の次に別表を加える改正規定並びに次項の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(長野県県税に関する規則の一部改正)

- 2 長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

(被服貸与規則の一部改正)

- 3 被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1中「保健所」を「保健福祉事務所」に改め、同1の(23)の項中

白衣 エプロン	1着 1着	2年 2年	歯科衛生士学科を担当する職員に限る。
作業上衣	1着	1年	保健師学科を担当する職員に限る。

を

衛生所の項中「及び第70条第2項」を「、第70条第2項、第76条の7第2項及び第76条の8第1項」に改め、同表の林業総合センターの項中

専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
林業専門技術員	森林法第187条第2項に規定する職務及び林業改良指導員の指導

を

課長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究

に、

農林技師	林業に関する技能的技術業務
------	---------------

を

農林技師	林業に関する技能的技術業務
林業専門技術員	林業普及指導活動の総合的な企画調整及び林業普及指導員の指導
林業普及指導員	森林法第187条第2項に規定する職務

に改め、同表の建設事務所の項の次に次のように加える。

白衣 エプロン	1着 1着	2年 2年	
------------	----------	----------	--

に改

め、同1の(25)の項中「動物保護管理技師及び動物コーディネーター」を「動物愛護管理技師」に改め、同表の3の(1)の項中

自動車整備工場の自動車整備に従事する職員	作業服 作業ぐつ 作業帽子	2着 2足 1個	1年 1年 2年
----------------------	---------------------	----------------	----------------

を

削除			
----	--	--	--

に改

め、同3の(9)の項中

印刷業務に従事する職員	作業服 夏期用作業シャツ	2着 2着	2年 2年
-------------	-----------------	----------	----------

に改

削除			
----	--	--	--

に改める。

(農林業普及指導手当に関する規則の一部改正)

4 農林業普及指導手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同条第3号中「林業専門技術員」を「林業普及指導員」に改め、「及び林業改良指導員の職にある職員」を削る。

第3条中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

(財務規則の一部改正)

5 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は公衆衛生専門学校」を削る。

別表第1の5中「佐久保健所 上田保健所 諏訪保健所 伊那保健所 飯田保健所 木曾保健所 松本保健所 大町保健所 長野保健所 北信保健所 看護大学」を「佐久保健福祉事務所 上田保健福祉事務所 諏訪保健福祉事務所 伊那保健福祉事務所 飯田保健福祉事務所 木曾保健福祉事務所 松本保健福祉事務所 大町保健福祉事務所 長野保健福祉事務所 北信保健福祉事務所 看護大学 公衆衛生専門学校」に改め、同表の8中「農業総合試験場」を「農業試験場」に、「畜産試験場 中信農業試験場」を「野菜花き試験場北信支場 畜産試験場」に、「水産試験場 水産試験場諏訪支場 水産試験場佐久支場」を「水産試験場」に改め、同表の10中「南佐久建設事務所 佐久建設事務所」を「佐久建設事務所」に、「中野建設事務所 長野建設事務所 飯山建設事務所」を「長野建設事務所 北信建設事務所」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

6 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「個人県民税対策室」を「県税収対策室」に改める。

第3条第1項第5号中「児童の」を「児童心理司である職員で、児童の」に改め、「従事することを本務とする職員で、当該業務に」を削る。

第11条第1項第2号中「農業総合試験場」を「農業試験場」に改める。

(職員の特別ほう賞金に関する規則の一部改正)

7 職員の特別ほう賞金に関する規則(昭和47年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、チーム」を削る。

第7条第3項中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第33号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、次項及び第5項」を「及び次項から第6項まで」に改め、同条第5項中「別表第7」を「別表第8」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 県税収対策室の分室長が専決する事項は、別表第7に掲げるとおりとする。

第7条第1項中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第8条中「別表第9」を「別表第10」に改める。

第9条第9項中「別表第10」を「別表第11」に改める。

別表第2の1中「長野県消防防災航空センター」の次に「、保健福祉事務所」を加え、「、保健所」を削り、「長野県農業総合試験場」を「長野県農業試験場」に改め、「、長野県中信農業試験場」を削り、「長野県水産試験場及び同支場」を「長野県水産試験場」に改め、「長野県南信労政事務所にあつては同所諏訪分室、公衆衛生専門学校にあつては同校伊那校、」を削り、同2中「長野県農事試験場長、」を削り、同3の(1)のア中「長野県東信会計センター上田分室にあつては長野県上田消費生活センター」を「長野県南信会計センターにあつては長野県公衆衛生専門学校」に改め、「長野県松本消費生活センター」の次に「、長野県長野保健福祉事務所にあつては長野県長野消費生活センター」を加え、「、長野県長野保健所にあつては長野県長野消費生活センター、長野県飯山建設事務所にあつては長野県北信保健所」を削り、「情報技術部門」を「環境・情報技術部門」に、「別表第8の11」を「別表第9の12」に改め、同6の(1)を次のように改める。

(1) 財務に関する事項

地域農業改良普及センターの予算執行等並びに会計センターの予算執行等及び財産管理等

別表第2の6の(5)のウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 新長野県市町村合併特例交付金交付要綱(平成20年3月28日付け19市町村第1128号知事通知)の規定に基づく交付金の交付(合併事業計画の承認を除く。)

別表第2の6の(10)中「公害に」を「水環境、大気環境等の保全に」に改め、同ウに次の事項を加える。

(J) 第28条の規定による指導、助言及び勧告

別表第2の6の(10)のケを同サとし、同サの前に次の事項を加える。

コ 長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第

22条第1項の規定による水環境保全推進員の任命

別表第2の6の(10)のクを同ケとし、同オからキまでを同カからクまでとし、同エの次に次の事項を加える。

オ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第3項の規定による第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由等

別表第2の6の(11)中「の交付」の次に「(佐久地方事務所長、上伊那地方事務所長、松本地方事務所長及び長野地方事務所長に限る。)」を加え、同(12)のア中「(地方事務所の所在する市を含み、佐久地方事務所にあつては小諸市、上小地方事務所にあつては東御市、諏訪地方事務所にあつては岡谷市及び茅野市、上伊那地方事務所にあつては駒ヶ根市、松本地方事務所にあつては塩尻市及び安曇野市、長野地方事務所にあつては須坂市及び千曲市、北信地方事務所にあつては飯山市を含む。以下同じ。)」を削り、同(15)を次のように改める。

(15) 地球温暖化対策に関する事項

長野県地球温暖化対策条例(平成18年条例第19号)の規定に基づく次の事項(アからエまで、キ及びクにおいては、2以上の地方事務所の管轄区域に事業所を有し、かつ、県内に本社を有しない事業者に係るもの)を除く。)

ア 第12条第3項の規定による排出抑制計画の受理

イ 第12条第4項の規定による排出抑制計画の受理

ウ 第12条第7項の規定による排出抑制計画の受理

エ 第12条第9項の規定による報告の受理

オ 第21条第3項の規定による建築物環境配慮計画の受理

カ 第21条第6項の規定による建築物環境配慮計画の受理

キ 第26条第1項の規定による報告の徴収等(第18条第5項及び第23条第5項の事業者に係るもの)を除く。)

ク 第26条第2項の規定による報告の徴収等

別表第2の6の(17)のケの(コ)を同(サ)とし、同(7)から(ケ)までを同(1)から(コ)までとし、同(1)の前に次の事項を加える。

(7) 第7条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理

別表第2の6の(20)を次のように改める。

(20) 青少年の育成及び保護に関する事項

青少年健全育成推進総合対策事業補助金交付要綱(昭和57

年長野県告示第324号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(21)から(28)までを削り、同(29)中「地階」を「建築物(アからエまでにおいては、地階)に、「建築物に係るもの)を除く」を「(もの)を除く。)及び路外駐車場に係るものに限る」に改め、同(29)を同(21)とし、同(30)を削り、同(31)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オを同エとし、同カを削り、同キを同オとし、同ク中「補助金」を「交付金」に改め、同クを同カとし、同ケを同キとし、同コを削り、同サを同クとし、同シを同ケとし、同スを同コとし、同(31)を同(22)とし、同(32)から(40)までを同(23)から(31)までとし、同(41)中「バイオマスの環づくり交付金交付要綱」を「地域バイオマス利活用交付金交付要綱」に改め、同(41)を同(32)とし、同(42)から(52)までを同(33)から(43)までとし、同(53)のセの(イ)中「農林漁業金融公庫調査委嘱規則(昭和50年4月1日付農公規則第3号)を「株式会社日本政策金融公庫調査委嘱規則(農林)(平成20年10月1日制定農林(宮)3)に改め、同(53)を同(44)とし、同(54)を同(45)とし、同(55)を同(46)とし、同(56)のア中「事項」の次に「(サ)から(セ)までにお

いては、検査を委任されたものに限る。)」を加え、同アの(サ)中「(検査を委任されたものに限る。(コ)から(シ)までにおいて同じ。)」を削り、同(56)を同(47)とし、同(57)を同(48)とし、同(58)のアの(7)のb中「別表第7の2の(9)のアの(イ)及び(ウ)」を「別表第9の2の(8)のアの(イ)及び(ウ)」に改め、同c中「(7)のアの(7)及び(イ)」を「(7)のアの(7)及び(イ)」に、「(7)のアの(イ)」を「(7)のアの(イ)」に改め、同ケ中「農林漁業金融公庫調査委嘱規則」を「株式会社日本政策金融公庫調査委嘱規則(農林)の規定」に改め、同(58)を同(49)とし、同(59)から(61)までを同(50)から(52)までとし、同(62)のアの(7)のa中「(学術研究及びカモシカの個体数の調整を目的としたものを除く。)の許可」を削り、「(学術研究を目的としたものを除く。)の許可」を「の許可(学術研究を目的としたものに係る許可を除く。)」に改め、同(62)を同(53)とし、同(63)から(77)までを同(54)から(68)までとし、同(78)のイの(カ)中「第12条第2項、」を削り、同(7)を同(8)とし、同(7)から(8)までを同(9)から(1)までとし、同(9)の次に次の事項を加える。

(f) 第23条の3第1項の規定による入居者に対する県営住宅明渡し請求

別表第2の6の(7)を同(69)とし、同(7)を同(70)とし、同(80)を同(71)とし、同(81)のア中「事項」の次に「(コ)から(レ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」を加え、同(7)を同(7)とし、同(7)を同(7)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

(3) 第86条の8第1項の規定による全体計画の認定

(4) 第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定

(i) 第86条の8第4項の規定による報告の徴収

(ii) 第86条の8第5項の規定による改善命令

(iv) 第86条の8第6項の規定による認定の取消し

別表第2の6の(8)のオ中「地階」を「(7)から(ウ)までにおいては、地階」に改め、同(イ)中「第75条第4項」を「第75条第5項」に改め、同(オ)中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同(81)を同(72)とし、同(82)から(88)までを同(73)から(79)までとし、同(89)を削り、同(90)を同(80)とし、同35を削り、同34を同35とし、同33を同34とし、同32中「長野県農業総合試験場長」を「長野県農業試験場長」に改め、同(1)中「長野県農事試験場」を削り、同32を同33とし、同20から31までを同21から32までとし、同19中「の規定」を「(昭和40年長野県条例第12号)の規定」に改め、同19を同20とし、同18を同19とし、同17を同18とし、同16中「15の(1)、(13)、(23)のウ及び(37)から(45)まで」を「16の(1)、(22)のウ、(35)及び(36)」に改め、同16を同17とし、同15の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)から(12)までを同(2)から(11)までとし、同(13)のアの(カ)中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同(7)中「(Y)」を「(タ)」に改め、同(13)を同(12)とし、同(14)から(17)までを同(13)から(16)までとし、同(18)のアの(7)中「22の(3)」を「23の(3)」に改め、同(18)を同(17)とし、同(19)から(35)までを同(18)から(34)までとし、同(36)から(38)までを削り、同(39)中「(昭和57年長野県告示第275号)」及び「費用の支払い(第3第1項に係るもの)を除く。)及び」を削り、同(39)を同(35)とし、同(40)から(43)までを削り、同(44)中「(平成元年10月20日付け元保予第537号衛生部長通知)」及び「費用の支払い(第4第1項に係るもの)を除く。)及び」を削り、同(44)を同(36)とし、同(45)から(49)までを削り、同15を同16とし、同12から14までを同13から15までとし、同11に次の事項を加える。

(4) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の2第1号の規定による障害の程度の証明